

はじめに

このたび、本書『ここまでわかる！廃棄物処理法問題集 2018 平成 29 年改正編』を出版することになった。本書は第 1 巻にあたる既刊本『ここまでわかる！廃棄物処理法問題集 (改訂版)』(以下、「第 1 巻」という)の姉妹本に位置づけられるものである。第 1 巻は平成 22 年改正 (平成 23 年 4 月施行)までのすべての条項を対象とした設問を収録したものであるが、本書はそれ以降に追加、改正された条項を対象としている。

したがって、廃棄物処理法入門者の方は、まずは第 1 巻で基礎知識や必須知識を確認していただきたい。なお、本書の第 1 章においても法改正を理解する上で必要な基礎知識に関する設問も数題掲載しているので、基礎知識の復習を必要とする場合は参照されたい。

本書では平成 23 年以降の主な改正として次の事項を扱っている。

- ① 1,4-ジオキサンが特別管理産業廃棄物となった。
- ② カドミウム、トリクロロエチレンの基準が厳しくなった。
- ③ 災害廃棄物に関する制度が整備された。
- ④ 水銀廃棄物に関する制度が整備された。
- ⑤ 不適正処理対応として、新措置命令、新ギブアップ通知が整備された。
- ⑥ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者に電子マニフェストが義務化された。
- ⑦ 有害使用済機器に関する制度が設けられた。
- ⑧ 親子会社認定制度が設けられた。

(なお、東日本大震災関連の改正事項は本書では対象にしていない)

第 1 巻は資格試験のような形を想定して、ちょっとひねった設問を掲載したが、本書は「制度の紹介」を第一の目的としていることから、難易度レベルとしては容易なものが多い。

また、条文そのものは種々の法令集で確認できると思われるが、新しい制度の趣旨を理解していただくために、法令改正の際に発出される「施行通知」を「資料編」として巻末に掲載している。法解釈にあたってはそちらもご活用いただきたい。

今回の改正は廃棄物処理法の根幹にかかわるような改正は少ないように感じられるが、設問を解きながら新たな制度への理解を深めていただければ幸甚である。

本書の出版にあたっては、一般社団法人産業環境管理協会の板倉義和氏、加々美達也氏にご尽力いただいた。紙面を借りて謝意を示したい。

2018 年 4 月
執筆者代表
長岡文明

執筆者紹介


廃棄物処理法研究会

長岡文明 BUN 環境課題研修事務所主宰

田村輝彦 岩手県 環境生活部 環境担当技監兼 廃棄物特別対策室長

是永 剛 長野県 環境部 環境政策課 課長補佐兼 環境審査係長

用語の説明

本書での略称	正式名称／説明
廃棄物処理法（又は法）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
都道府県等	都道府県及び廃棄物処理法第 24 条の 2 で規定する廃棄物処理法政令で定める市
都道府県知事等 —— ————	都道府県知事及び廃棄物処理法第 24 条の 2 で規定する廃棄物処理法政令で定める市長
マニフェスト（管理票）	産業廃棄物管理票
電子マニフェスト	マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
廃棄物処理法問題集	<p>本書の姉妹本『ここまでわかる！廃棄物処理法問題集（改訂版）』。紙幅の都合で本書に収まらない法令内容は「廃棄物処理法問題集」の該当箇所を参照する旨を本文で記載している。</p> 

CONTENTS

◎はじめに	i
◎執筆者紹介／用語の説明	iii

| 第 1 章 | 廃棄物処理法の基礎知識

Q001 廃棄物と有価物	3
Q002 廃棄物の定義	4
Q003 一般廃棄物の定義	5
Q004 産業廃棄物の定義	6
Q005 産業廃棄物の種類	8
Q006 特別管理産業廃棄物	9
Q007 特別管理一般廃棄物	10
Q008 一般廃棄物処理業の許可	12
Q009 産業廃棄物処理業の許可	14
Q010 業許可の範囲	16
Q011 業許可の種類	17
Q012 産業廃棄物の種類の追加	18
Q013 処理業者への委託	19
Q014 処理業者への委託	21
Q015 委託契約書・マニフェスト	22
Q016 マニフェストの保管・報告	24
Q017 マニフェストの不交付	26
Q018 処理状況の確認	28
Q019 産業廃棄物保管基準	29
Q020 自ら処理するための最終処分場の設置許可	31

| 第 2 章 | 広域処理認定・有害物質・災害廃棄物関係の改正

Q021 広域処理認定制度	35
Q022 1,4-ジオキサン	37
Q023 カドミウム	38
Q024 トリクロロエチレン	40
Q025 災害廃棄物：減量化	42
Q026 災害廃棄物：設置届出・設置許可	44

Q027	災害廃棄物：設置届出	45
Q028	災害廃棄物：再委託	46
Q029	災害廃棄物：再委託	49
Q030	災害廃棄物：分別	51

第3章 | 水銀関係の改正

Q031	水銀使用製品産業廃棄物	55
Q032	特別管理一般廃棄物	59
Q033	一般家庭から生じる水銀	60
Q034	回収された蛍光管	61
Q035	小中学校から生じる水銀	62
Q036	水銀廃棄物の処理	65
Q037	水銀含有ばいじん等	67
Q038	水銀を含むばいじん	69
Q039	封入された廃水銀	71
Q040	灯台の回転装置	72
Q041	水銀含有ばいじん等の収集運搬・保管	73
Q042	廃蛍光管の埋立処分	75
Q043	廃蛍光管の処理委託	77
Q044	水銀の回収：蛍光管	78
Q045	水銀の回収：血圧計・気圧計・温度計	79
Q046	水銀使用製品産業廃棄物の焼却	80
Q047	殺菌ランプの分別	81
Q048	破損した廃蛍光管の委託	82
Q049	研究機関等から生じる水銀の処理	83
Q050	廃水銀等の硫化施設	85
Q051	特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物の処理	86
Q052	一般廃棄物最終処分場の廃止	87
Q053	水銀使用製品廃棄物の積替保管場所の掲示板	89
Q054	委託契約書	90
Q055	マニフェスト	91

| 第4章 | 平成29年の改正

Q056	電子マニフェストの使用義務	95
Q057	電子マニフェスト：登録困難な場合	97
Q058	電子マニフェスト：管理票の交付	99
Q059	電子マニフェスト：管理票の交付（勧告・命令・罰則）	100
Q060	電子マニフェスト：産業廃棄物	101
Q061	親子会社による一体的処理の特例	102
Q062	親子会社：処理	104
Q063	親子会社：産業廃棄物の種類	105
Q064	親子会社：親会社と子会社	106
Q065	親子会社：適合条件	107
Q066	親子会社：適合条件	109
Q067	親子会社：適合条件	110
Q068	親子会社：申請先	111
Q069	親子会社：申請先	112
Q070	親子会社：申請先	113
Q071	親子会社：委託	114
Q072	親子会社：マニフェスト	115
Q073	親子会社：建設業の元請・下請	116
Q074	親子会社：処理基準	118
Q075	親子会社：保管基準	119
Q076	親子会社：収集運搬車両の表示	120
Q077	親子会社：積替保管	121
Q078	親子会社：報告徴収	123
Q079	親子会社：施設の設置許可	124
Q080	親子会社：施設の設置許可の申請	125
Q081	親子会社：措置命令	126
Q082	親子会社：措置命令	127
Q083	親子会社：許可の取消し	129
Q084	親子会社：改善命令	131
Q085	親子会社：帳簿	132
Q086	有害使用済機器の定義	133

Q087	有害使用済機器：附属品	135
Q088	有害使用済機器：対象機器	136
Q089	有害使用済機器：対象機器	136
Q090	有害使用済機器：届出先	137
Q091	有害使用済機器：届出先	138
Q092	有害使用済機器：届出の期限	139
Q093	有害使用済機器：中古品	140
Q094	有害使用済機器：中古品	141
Q095	有害使用済機器：バッテリー	142
Q096	有害使用済機器：中古品	143
Q097	有害使用済機器：変更の届出	144
Q098	有害使用済機器：変更の届出	146
Q099	有害使用済機器：廃止の届出	148
Q100	有害使用済機器：除外される者	149
Q101	有害使用済機器：除外される者	152
Q102	有害使用済機器：除外される者	153
Q103	有害使用済機器：保管	154
Q104	有害使用済機器：保管	156
Q105	有害使用済機器：禁止の処分方法	157
Q106	有害使用済機器：処理基準	158
Q107	有害使用済機器：保管基準	159
Q108	有害使用済機器：保管	160
Q109	有害使用済機器：保管	161
Q110	有害使用済機器：措置命令	162
Q111	有害使用済機器：罰則	164
Q112	有害使用済機器：帳簿	165
Q113	処理困難通知：通知先	166
Q114	処理困難通知：条件	167
Q115	処理困難通知：処理業者	168
Q116	処理困難通知：期限	169
Q117	処理困難通知：期限	170
Q118	処理困難通知：許可の取消し	171
Q119	処理困難通知：報告	172

Q120	措置命令の強化：対象者	174
Q121	措置命令の強化：対象者	176
Q122	措置命令の強化：対象者	177
Q123	措置命令の強化：発出の条件	178
Q124	措置命令の強化：発出の条件	179
Q125	措置命令の強化：発出の条件	180
Q126	優良産業廃棄物処理業者の公表情報の更新	181

資料編

施行通知（平成 25 年 3 月 18 日）【1,4-ジオキサン】	185
施行通知（部長発）（平成 27 年 8 月 6 日）【災害廃棄物】	189
施行通知（課長発）（平成 27 年 8 月 6 日）【災害廃棄物】	192
施行通知（平成 27 年 11 月 24 日）【PCB 廃棄物／災害廃棄物】	197
施行通知（平成 27 年 12 月 21 日）【水銀廃棄物】	199
施行通知（平成 27 年 12 月 25 日）【カドミウム】	202
施行通知（平成 28 年 6 月 23 日）【トリクロロエチレン】	204
施行通知（平成 29 年 8 月 8 日）【水銀廃棄物】	206
施行通知（平成 30 年 2 月 2 日） 【再生利用等認定業者／優良産廃処理業者】	217
施行通知（平成 30 年 3 月 30 日）【平成 29 年改正】	218
行政処分の指針について（通知）（平成 30 年 3 月 30 日）	226
索引	255

第 1 章

廃棄物処理法の 基礎知識

本章は廃棄物処理法の基礎的な Q & A を掲載している。法改正を理解する上で必要となる知識のため、初心者は本章から読むことをおすすめする。すでに廃棄物処理法についてひと通りの理解がある中級者は、本章は飛ばして第 2 章の法改正から読み進められたい。

第 1 章では、排出事業者として特に重要と思われる次の事項について解説している。

- ① 廃棄物と有価物
- ② 廃棄物の定義
- ③ 一般廃棄物と産業廃棄物
- ④ 特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物
- ⑤ 処理業者の許可
- ⑥ 処理委託基準
- ⑦ マニフェスト
- ⑧ 保管基準

「もの」が廃棄物か有価物かは、廃棄物処理法では具体的には規定されていない。

A O X

「もの」が廃棄物か否かは、過去の最高裁判決や国の通知等により、次の5つの要因を総合的に判断することが定説となっている。

- ①物の性状
- ②排出の状況
- ③通常の見取り形態
- ④取引価値の有無
- ⑤占有者の意志

これは一般に「**総合判断説**」と呼ばれる。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

【根拠通知】 行政処分の指針について（通知）（平成30年3月30日／環廃規発第1803306号）

◆参照 資料編「行政処分の指針について」（平成30年3月30日）

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、雑品スクラップその他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。



廃棄物は次のように定義されている。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

■ **根拠条文** 廃棄物処理法第2条第1項

したがって、設問の「雑品スクラップ」は誤りで「動物の死体」が正しい。一般に「雑品スクラップ」と呼称されている**有害使用済機器**は、平成29年の法改正で新設された法第17条の2において次のように定義されている。

（有害使用済機器の保管等）

第17条の2 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第30条第6号において「**有害使用済機器**」という。）

■ **根拠条文** 廃棄物処理法第17条の2

下線部が示すように、有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器」から「廃棄物を除く」とされている。つまり、法第2条第1項に定義される「廃棄物」は対象外ということになる。平成29年の法改正についての詳細は第4章を参照。

◆ **参照** 『廃棄物処理法問題集』第1章（既刊の姉妹書（別売））

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物である。

A O X

一般廃棄物は次のように定義されている。

(定義)

第2条(中略)

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

【根拠条文】 廃棄物処理法第2条第2項

このように廃棄物処理法では、産業廃棄物を具体的に定め、それ以外の廃棄物を一般廃棄物と定義している。産業廃棄物については次のQを参照。

◆参照 「廃棄物処理法問題集」第1章

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物であるが、輸入された廃棄物は事業活動を伴わず発生した場合は産業廃棄物にはならない。



産業廃棄物は次のように定義されている。

(定義)

第2条(中略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

■ **根拠条文** 廃棄物処理法第2条第4項

法第2条第4項第2号の規定により、「輸入された廃棄物」は事業活動の有無を問わず「産業廃棄物」となる。

なお、第2条第4項第1号の「その他政令で定める廃棄物」とは、表1に示す20種類である。これらは事業活動に伴って生じた廃棄物が該当し、事業活動を伴わずに生じた廃棄物は「産業廃棄物」には該当しない(つまり一般廃棄物に区分される)。

◆ **参照** 『廃棄物処理法問題集』第1章

表1 産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	(2)汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールビッチ等
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くず等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
特定の事業活動に伴うもの	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

（出典：平成21年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト／財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）一部加筆

第 3 章

水銀関係の改正

本章では水銀廃棄物の改正に関する Q & A を掲載している。水銀に関する水俣条約が平成 25 年 10 月に採択され、平成 29 年 8 月より発効した。今後は水銀の使用用途が制限されることから、水銀を含む廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法の改正が行われた。

「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」「廃水銀等」などが定義され、処理基準等が追加・強化された。また、相当の割合以上に水銀等が含まれるものは水銀を回収してから処分するなど、水銀廃棄物の適正な処理に関する事項が定められている。

病院から排出される水銀体温計は水銀使用製品産業廃棄物に該当し、処分に当たっては水銀回収が義務付けられている。

A O X

水銀使用製品産業廃棄物は、政令第6条第1項第1号口に規定され、省令第7条の2の4に定める省令別表第4の水銀使用製品、別表第4の水銀使用製品を材料又は部品として使用し製造される水銀使用製品（別表第4の下欄（編注：右欄）の×印を除く）、水銀又はその化合物の使用に関する表示のある水銀使用製品が規定されている（表1）。このうち、液体の金属を含む水銀体温計は別表第4の第16号に規定されている。

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第6条 法第12条第1項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第3号イ及び第4号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第1号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

（イ 略）

ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの（以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第3条第1号ホの規定の例によること。

根拠条文 廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号

（水銀使用製品産業廃棄物）

第7条の2の4 令第6条第1項第1号口の水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。

表1 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの
(省令別表第4(第7条の2の4関係))

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	×
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充滿圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×
20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	
23	水銀抵抗原器	
24	差圧式流量計	
25	傾斜計	
26	周波数標準機	×
27	参照電極	
28	握力計	
29	医薬品	
30	水銀の製剤	
31	塩化第一水銀の製剤	
32	塩化第二水銀の製剤	
33	よう化第二水銀の製剤	
34	硝酸第一水銀の製剤	
35	硝酸第二水銀の製剤	
36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
37	酢酸フェニル水銀の製剤	

備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに関し×印に該当する。

- 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品であつて別表第4に掲げるもの
- 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表第4下欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- 三 前2号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

■根拠条文 廃棄物処理法施行規則第7条の2の4

また、水銀使用製品産業廃棄物の処理基準は政令第6条第1項第2号ホに規定されており、すべての水銀使用製品産業廃棄物に共通の基準は「水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること」であり、また、水銀使用製品産業廃棄物のうち、水銀の回収が義務付けられるのは、液体の金属水銀を含む製品である省令第7条の8の3別表第5（表2）に掲げるものであり、**水銀体温計**は同表の第10号に規定され、**水銀の回収**が義務付けられている。

表2 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの（省令別表第5（第7条の8の3関係））

1	スイッチ及びリレー	12	灯台の回転装置
2	気圧計	13	水銀トリム・ヒール調整装置
3	湿度計	14	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	15	浮ひょう形密度計
5	弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	16	傾斜計
6	圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	17	積算時間計
7	真空計	18	ひずみゲージ式センサ
8	ガラス製温度計	19	電量計
9	水銀充滿圧力式温度計	20	ジャイロコンパス
10	水銀体温計	21	握力計
11	水銀式血圧計		

ホ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。（2）において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号トの規定の例によること。

根拠条文 廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ

（水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）

第7条の8の3 令第6条第1項第2号ホ(2)の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第5に掲げるものが産業廃棄物となつたもの
- （二 略）

根拠条文 廃棄物処理法施行規則第7条の8の3第1号

◆**参照** 資料編「平成27年12月21日施行通知」「平成29年8月8日施行通知」（これらの通知は水銀廃棄物に関する通知。第3章全体を通じて参照）

水銀使用製品が一般廃棄物となったもので、水銀の含有量が一定以上のものは、特別管理一般廃棄物となる。

A O X

水銀使用製品（水銀又はその化合物が使用されている製品）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）が、新たに特別管理一般廃棄物に指定された。したがって、「水銀の含有量が一定以上のもの」とした設問は誤りである。

なお、「一般廃棄物となったものから回収した廃水銀」の回収とは、「ばい焼設備により水銀ガスを回収する方法」等の廃棄物処理施設等で回収することであり、例えば保管場所で水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀を単に「集めた」ものは回収にはあたらない。

（定義）

第2条（中略）

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

■ 根拠条文 廃棄物処理法第2条第3項

（特別管理一般廃棄物）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）

第2条第3項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

（一 略）

一 の二 廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）

一 の三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環

境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

■**根拠条文** 廃棄物処理法施行令第1条

(令第1条の環境省令で定める基準等)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第1条第1号の2の環境省令で定める廃水銀は、水銀又はその化合物が使用されている製品(以下「水銀使用製品」という。)が一般廃棄物となつたものから回収したものとする。

2 令第1条第1号の3の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。

■**根拠条文** 廃棄物処理法施行規則第1条

Q 033

一般家庭から生じる水銀

一般家庭で水銀使用製品が破損して漏洩した水銀は、特別管理一般廃棄物として処理しなければならない。

A O X

水銀使用製品(水銀又はその化合物が使用されている製品)が一般廃棄物となつたものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)が新たに特別管理一般廃棄物に指定されたものであり、一般家庭で水銀使用製品が破損し漏洩した水銀は特別管理一般廃棄物には該当しない。根拠条文は前Qを参照。

市町村が住民から回収した廃蛍光灯は、特別管理一般廃棄物に該当する。

A O X

特別管理一般廃棄物とは、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの。」である（法第2条第3項）。水銀に関しては、水銀使用製品が**一般廃棄物となったものから回収したものを廃水銀と定め**（政令第1条第1号の2、省令第1条第1項）、**廃水銀を処分するために処理したもので環境大臣が定める硫化及び固型化の方法の基準に適合しないものとして**（政令第1条第1号の3、省令第1条第2項、平成12年1月14日厚生省告示4号）。

家庭から排出される廃蛍光灯は水銀使用製品が一般廃棄物となったものであり、上記のいずれにも該当しないので、**特別管理一般廃棄物には該当しない**。また、廃蛍光灯が破損し漏洩した廃水銀も特別管理一般廃棄物には該当しない。根拠条文は前Qを参照。

小中学校の理科の実験で使用した水銀で不要となったものは、特別管理産業廃棄物に該当する。

A O X

小中学校は、日本産業分類（平成 25 年 20 月改定）の大分類 O の「教育、学習支援業」の中分類 81 の学校教育に該当し、当該教育の事業所である小中学校から排出される廃棄物は政令第 2 条の規定により産業廃棄物に該当するか判断されるものであり、**廃プラスチック類**や**金属くず**等は**産業廃棄物**に該当する。

（産業廃棄物）

第 2 条 法第 2 条第 4 項第 1 号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

（一～五 略）

六 金属くず

（七～十二 イ～ホ 略）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴って生じたものに限る。
第 2 条の 4 第 5 号ロ（5）を除き、以下同じ。）

（ト 略）

❶ **根拠条文** 廃棄物処理法施行令第 2 条

しかし、特別管理産業廃棄物に該当する**廃水銀等**は省令第 1 条の 2 で省令別表 1(表 3) に該当する施設から排出された場合であり、**小中学校**は省令別表第 1 に規定されていないため、通常の産業廃棄物となる。

ただし、「**水銀廃棄物ガイドライン**」（平成 29 年 6 月環境省）では、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同様に環境上適正に扱うことを求めている。

表3 廃水銀等の対象となる特定の施設（省令別表第1（第1条の2関係））

1	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設
4	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
5	国又は地方公共団体の試験研究機関
6	大学及びその附属試験研究機関
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
8	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
9	保健所
10	検疫所
11	動物検疫所
12	植物防疫所
13	家畜保健衛生所
14	検査業に属する施設
15	商品検査業に属する施設
16	臨床検査業に属する施設
17	犯罪鑑識施設

（特別管理産業廃棄物）

第2条の4 法第2条第5項（ダイオキシン類対策特別措置法第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

（一～四 略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。）

（イ～ハ 略）

ニ 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

【根拠条文】 廃棄物処理法施行令第2条の4

（令第2条の4の環境省令で定める基準等）

第1条の2（中略）

5 令第2条の4第5号ニの環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

一 別表第1に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された

廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）
二 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

■ 根拠条文 廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2 第 5 項

なお、省令別表第 1（表 3）には**大学及びその附属試験研究機関**や農業、水産又は工業に関する学科を含む**専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校**等が規定されており、これら学校から排出される不要となった水銀は**特別管理産業廃棄物の廃水銀等に該当する**ので注意が必要である。

第4章

平成29年の改正

本章では平成29年の改正に関するQ & Aを掲載している。今回の大改正は、前回の平成22年の大改正より7年ぶりの改正となる。主な改正のポイントは次に示すとおりである。

- ①電子マニフェストの義務化（一部）
- ②親子会社の処理特例
- ③有害使用済機器の保管届出義務
- ④許可を取り消された者の処理困難通知
- ⑤措置命令の強化

また、ここでは取り上げていないが、マニフェスト虚偽記載の対応としてマニフェストの罰則が強化され、電子マニフェストの登録ルールが緩和されている。

前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間 50 トン以上の多量排出事業者が、特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、電子マニフェストを使用しなければならない。



法第 12 条の 5 第 1 項で規定する電子情報処理組織使用義務者（電子マニフェスト使用義務者）は、施行規則第 8 条の 31 の 3 において、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から排出される産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）と規定されている。

（電子情報処理組織の使用）

第 12 条の 5 第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第 12 条の 3 第 1 項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報

処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

根拠条文 廃棄物処理法第12条の5第1項

(電子情報処理組織使用義務者)

第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とする。

根拠条文 廃棄物処理法施行規則第8条の31の3

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物)

第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるもの（編注：PCB廃棄物等）を除く。）とする。

根拠条文 廃棄物処理法施行規則第8条の31の2

◆**参照** 資料編「平成30年3月30日施行通知」（本通知は平成29年改正に関する通知のため、本章すべてを通じて参照）

電子マニフェスト使用義務者であっても、平成31年3月31日において、常勤の役員又は職員の年齢がいずれも65歳以上であって、入出力装置が電子通信回線に接続していない場合は、電子マニフェストの使用は猶予される。

A O X

情報処理センター（Q056 解説の法第12条の5 参照）に登録することが困難な場合として、法第12条の5 第1項の環境省令で定める場合は、施行規則第8条の31の4 第3号において「常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日において、いずれも**65歳以上**」と規定されている（ただし、平成31年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の役員又は職員を新たに雇用した場合を除く）。

—このほか、**電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない場合や、離島内等で他に電子マニフェストの使用可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないときも、**情報処理センターに登録することが困難な場合（電子マニフェストの使用ができない場合）とされている。

（電子情報処理組織の使用）

第12条の5 第12条の3 第1項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第12条の3 第1項に規定する環境省令で定める場合（編注：管理票の交付を要しない場合）及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第13条の2 第1項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、……（以下、略）

根拠条文 廃棄物処理法第 12 条の 5 第 1 項

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第 8 条の 31 の 4 法第 12 条の 5 第 1 項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第 12 条の 5 第 1 項の規定による登録、同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による報告又は同条第 5 項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成 31 年 3 月 31 日においていずれも 65 歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合

根拠条文 廃棄物処理法施行規則第 8 条の 31 の 4

電子マニフェスト使用義務者が、情報処理センターに登録することが困難な場合に該当し、電子マニフェストに代えて管理票（いわゆる「紙マニフェスト」）を交付した場合には、都道府県知事等に対し30日以内にその旨を届け出なければならない。

A O X

電子マニフェスト使用義務者が、情報処理センターに登録することが困難な場合（省令第8条の31の4各号）に該当し、電子マニフェストに代えて**管理票**を交付した場合には、省令第8条の21第12号の規定により、「**管理票にその理由を記載**」することとされている。都道府県知事等に対して届け出る必要はない。

（産業廃棄物管理票）

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項及び第2項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

■ **根拠条文** 廃棄物処理法第12条の3第1項

（管理票の記載事項）

第8条の21 法第12条の3第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

（一～十一 略）

十二 電子情報処理組織使用義務者が第8条の31の4各号のいづれかに該当して管理票を交付した場合には、その理由

■ **根拠条文** 廃棄物処理法施行規則第8条の21

電子マニフェスト使用義務者が、情報処理センターに登録することが困難な場合に該当しないにもかかわらず、電子マニフェストに代えて管理票を交付した場合、都道府県知事等は産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

A O X

電子マニフェスト使用義務者が、情報処理センターに登録することが困難な場合（施行規則第8条の31の4各号）に該当しないにもかかわらず、電子マニフェストに代えて管理票を交付した場合には、法第12条の6の規定により、**勧告の対象**となる。

また、勧告を受けた者がその勧告に従わなかった場合、都道府県知事等は、その旨を公表できるとされており、その後も勧告に係る措置をとらなかった場合は、**命令**できると規定されている。

なお、この命令に従わなかった場合は、**直罰の対象（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）**となるので留意する必要がある。

(勧告及び命令)

第12条の6 都道府県知事は、第12条の3第1項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者（以下この条において「事業者等」という。）が第12条の3第1項から第10項まで、第12条の4第2項から第4項まで又は前条第1項(編注:電子マニフェストの使用)から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第1項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

電子マニフェスト使用義務者が、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を他人に委託する場合は、当該産業廃棄物については電子マニフェスト使用の義務対象とならない。

A O X

電子マニフェスト使用の義務対象については、法第 12 条の 5 第 1 項において、「その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合」と限定的に規定されており、その他の産業廃棄物については電子マニフェストの使用義務はない。

(電子情報処理組織の使用)

第 12 条の 5 第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（中略）には、運搬受託者及び処分受託者（中略）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。（以下、略）

【根拠条文】 廃棄物処理法第 12 条の 5 第 1 項

親子会社による一体的処理の特例

一体的な経営を行う2以上の事業者（親子会社）は、都道府県知事等の認定を受けた場合は産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる。

A O X

平成29年法改正により一体的な経営を行う親子会社について、一定の要件を満たす場合で都道府県知事等の認定を受けたときは、産業廃棄物処理業の許可を受けずに親子会社相互に一体として産業廃棄物の処理を行うことができる制度が創設された。

法第12条の7第1項において、**2以上の事業者**による産業廃棄物の処理に係る特例（**親子会社による一体的処理の特例**）として規定されている。

また、法第12条の7第4項の規定により、この認定を受けた親会社の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物については、**子会社も排出事業者とみなされる**ことから、法第14条ただし書の規定により**子会社は許可が不要となる**（逆の場合も同様）。

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）

第12条の7 2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該2以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみを行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該2以上の事業者のいずれか1の事業者が当該2以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該2以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該2以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

(中略)

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行おうとする場合は、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(2～5 略)

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

根拠条文 廃棄物処理法第12条の7、第14条

親子会社による一体的処理の特例は収集運搬に限定されており、処分については適用されない。

A O X

一体的な経営を行う2以上の事業者（**親子会社**）は、都道府県知事の認定を受けた場合は産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができるもの（親子会社による一体的処理の特例）であり、その処理については、「**収集、運搬又は処分**」とされている。「収集運搬」に限定されてはいない。

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）

第12条の7 2以上の事業者がそれらの**産業廃棄物の収集、運搬又は処分**を一体として実施しようとする場合には、当該2以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみを行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

■ **根拠条文** 廃棄物処理法第12条の7

資料編

資料編では、第2章～第4章の改正にかかわる「通知」を掲載している。

通知とは、行政官庁（環境省等）が所轄の諸機関（都道府県等）に対し、指示や知らせの形式で発出する文書のこと、主として法令の解釈・運用、行政処分指針に関連するものである。ここでは本書で扱った法改正に関する施行通知、行政処分指針を主に掲載している。

【目次】

1,4-ジオキサン	185	トリクロロエチレン	204
災害廃棄物（部長通知）	189	水銀廃棄物	206
災害廃棄物（課長通知）	192	再生利用等認定業者／ 優良産廃処理業者	217
PCB 廃棄物／災害廃棄物	197	平成29年改正	218
水銀廃棄物	199	行政処分指針	226
カドミウム	202		

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

◎平成 25 年 3 月 18 日／環廃対発第 1303182 号・環廃産発第 1303181 号

◎環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長から

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長あて

キーワード 1,4-ジオキササン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 12 号。以下「改正政令」という。）が平成 25 年 1 月 23 日に公布されたところであり、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 3 号。以下「改正省令」という。）及び産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示（平成 25 年環境省告示第 9 号）が平成 25 年 2 月 21 日に公布され、平成 25 年 6 月 1 日から施行されることとなっている。

ついでには、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 21 年環境省告示第 78 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 21 年環境省告示第 79 号）が平成 21 年 11 月 30 日に公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）の項目に 1,4-ジオキササンが、地下水の水質汚濁に関する環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキササンの 3 物質が追加されるとともに、1,1-ジクロロエチレンの水質環境基準値及び地下水環境基準値が変更された。なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンが既に規定されていたことから、両者を合わせて、1,2-ジクロロエチレンとして規定されている。

これを踏まえ、今次改正は、特定の施設から排出される一定濃度以上の 1,4-ジオキササンを含む産業廃棄物を特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃

に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）に追加し、1,1-ジクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物に係る基準を変更するとともに、これらの特別管理産業廃棄物について必要な規定の整備等を行うものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第 7 条第 14 号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、1,4-ジオキササンに係る基準を設定するとともに、1,1-ジクロロエチレンに係る基準の変更を行うほか、一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第 7 条第 14 号イに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）、安定型最終処分場（令第 7 条第 14 号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（以下「廃棄物最終処分場」という。）周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキササンの 3 物質に係る基準を設定するとともに、1,1-ジクロロエチレンに係る基準の変更を行うものである。

第 2 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の追加等（令第 2 条の 4 関係）

(1) 特別管理産業廃棄物の追加

別紙に掲げる施設を設置している事業場において生じたばいじん、汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又はこれらを処分するために処理したものであって、1,4-ジオキササンを環境省令で定める基準を超えて含むもの、及び廃溶剤（1,4-ジオキササンに限る。）である廃油若しくは当該廃油を処分するために処理したものであって 1,4-ジオキササンを環境省令で定める基準を超えて含むものを新たに特別管理産業廃棄物に追加したこと。

環境省令で定める基準は、1,4-ジオキサンを含む汚泥及びばいじんにあつては溶出濃度を0.5mg/L、1,4-ジオキサンを含む廃酸及び廃アルカリにあつては含有濃度を5mg/Lとし、これらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあつては、当該処理物が廃酸又は廃アルカリに該当する場合は含有濃度を5mg/L、それ以外の場合は溶出濃度を0.5mg/Lとしたこと。

なお、産業廃棄物に含まれる1,4-ジオキサンについての実態調査の結果、廃塗料の固化物から1,4-ジオキサンが検出されている事例があつたが、当該産業廃棄物は廃溶剤である廃油を含む混合物として特別管理産業廃棄物に該当することに留意されたいこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

1,1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、1,1-ジクロロエチレンを含む汚泥及び1,1-ジクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであつて廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度を1mg/L、1,1-ジクロロエチレンを含む廃酸及び廃アルカリ並びに1,1-ジクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであつて廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度を10mg/Lとしたこと。

なお、他の要件については従前どおりであることに留意されたいこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準(令第6条及び第6条の5関係)

1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場所を判定する基準を溶出濃度で0.5mg/Lとし、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。ただし、この基準に適合しない廃棄物のうち燃え殻又はばいじんは公共の水域及び地下水と遮断されている場所で埋め立てることとしたこと。

また、1,1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場所を判定する基準を溶出濃度で0.2mg/Lから1mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立て

ることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。

なお、廃酸又は廃アルカリの埋立処分は禁止されていること、廃油の埋立処分に当たってはあらかじめ焼却又は熱分解を行う必要があること、廃油、汚泥(令第6条第1項第4号イ(1)に規定する汚泥を除く。)、廃酸若しくは廃アルカリ(令第6条第1項第4号イ(2)に規定する廃酸若しくは廃アルカリを除く。)又は特別管理産業廃棄物の海洋投入処分は禁止されていることに留意されたいこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)別表第1関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係る基準項目に1,4-ジオキサンを追加するとともに、その基準値を0.5mg/Lとしたこと。また、1,1-ジクロロエチレンの基準値を0.2mg/Lから1mg/Lに変更したこと。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正(基準省令別表第2関係)

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係る基準項目に1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加するとともに、1,4-ジオキサンの基準値を0.05mg/L、塩化ビニルモノマーの基準値を0.002mg/Lとしたこと。また、シス-1,2-ジクロロエチレンについて、トランス体を含め、基準項目を1,2-ジクロロエチレンに変更するとともに、1,1-ジクロロエチレンの基準値を0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更したこと。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置(改正省令附則第2条から第5条まで関係)

既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場において、浸出液処理設備の改良等による1,4-ジオキサンへの対応が現状では技術的に困難な状況であることから、既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場については、当分の間、放流水に係る1,4-ジオキサンの基準値を10mg/Lとしたこと。

また、一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行から2年を経過するまでの間に行われる廃止については、改正省令の施行からの期間に応じ、水質検査の期間を短縮する経過措置を設けたこと。

(4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第6条及び附則第6条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

4 検定方法関係

(1) 特別管理産業廃棄物関係の検定方法

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に、1,4-ジオキサンに係る検定方法を追加したこと。

海洋投入処分を行おうとする廃棄物（有機性汚泥を除く。）について、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に基づき検液を作成し、排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法により検定すること。ただし、活性炭抽出-ガスクロマトグラフ法においては、廃棄物試料中のきょう雑物の影響を低減するため、試料水を20mLとすること及びカートリッジ型 ODS 又はポリスチレン樹脂充填カラムを使用すること。

また、海洋投入処分を行おうとする有機性汚泥について、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ質量分析法を

新たに定め、この方法により測定を行うこととしたこと。

(2) 廃棄物最終処分場関係の検定方法

廃棄物最終処分場の放流水、周縁地下水及び浸透水に係る水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年環境庁・厚生省告示第1号）によること。

第3 特別管理産業廃棄物の追加に関する留意事項

現に特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に追加される1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物の処理を改正政令及び改正省令の施行日後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きを指導されたいこと。この場合において、当該特別管理産業廃棄物処理業者における処理方法が、1,4-ジオキサンを有効に処理できるものであることを確認した上で許可されたいこと。

また、1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を現に処理している産業廃棄物処理施設において、改正政令及び改正省令の施行後も引き続き1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を処理する場合にあっては、規則第12条の8各号のいずれにも該当しないならば、施設の変更の許可を要しないことに留意されたいこと。

第4 その他の留意事項

改正政令においては、令第2条の4第5号に定める特別管理産業廃棄物に1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加するに当たって、同号に新たに下位の階層を設ける等の所要の規定の整理を行ったが、第2の改正内容以外には実質的な変更がないこと。

別紙 1,4-ジオキサンを発生する施設一覧

排出源		廃棄物の種類		
業種	施設	廃油	汚泥、廃酸又は廃アルカリ	ばいじん
21. 化学繊維製造業	ハ 原料回収施設	○	○	
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設	○	○	
	ロ 水洗施設		○	
	ハ 遠心分離機		○	
	ニ 静置分離器	○	○	
	リ 廃ガス洗浄施設		○	
	ヌ 湿式集じん施設		○	
	37. その他の石油化学工業	イ 洗浄施設		○
ロ 分離施設			○	
ハ ろ過施設			○	
チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設		○	○	
タ 廃ガス洗浄施設			○	
38 の 2. 界面活性剤製造業	反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	○	○	
46. その他の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設		○	
	ロ ろ過施設		○	
	ニ 廃ガス洗浄施設		○	
47. 医薬品製造業	ロ ろ過施設		○	
	ハ 分離施設		○	
	ニ 混合施設	○	○	
	ホ 廃ガス洗浄施設		○	
	50. 試薬製造業	試薬製造施設 (1,4-ジオキサンの製造の用に供するもの)	○	○
66 の 2. エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設		○	○	
71 の 2. 科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。) に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	イ 洗浄施設	○	○	
廃油の蒸留施設 (1,4-ジオキサンの回収を行うものに限る。)		○	○	
1,4-ジオキサンによる表面処理施設		○	○	
1,4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設		○	○	
産業廃棄物の焼却施設 (1,4-ジオキサンを含む廃棄物の処分の用に供するものに限る。)				○

注) 業種番号と施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第 1 による。

索引

【数字】

1,4-ジオキサン 37

【A】

ACアダプター 135

【あ】

安定5品目 75

安定型最終処分場 75

【い】

意見聴取 85

委託基準 22

委託契約 22, 90, 114

委託契約書 79

一体的な経営 107

一般廃棄物 5

一般廃棄物最終処分場 87

一般廃棄物処理施設 44

医薬品 80

【う】

埋立処分 157

運搬車 120

【え】

液晶式テレビ 141

延焼 156

【お】

親子会社 102, 104, 105, 106, 107, 109, 110, 111, 112,
113, 114, 115, 116, 118, 119, 120, 121, 123,
124, 125, 126, 127, 129, 131, 132

温度計 79

【か】

改善命令 131

海洋投入処分 157

火災の発生 156, 161

家電 136

家電リサイクル法 133, 136

カドミウム 38

簡易行政代執行 131

環境大臣広域処理認定制度 35

勧告 100

管理型最終処分場 83

管理票 114, 115

【き】

気圧計 79

基準不適合水銀処理物 87

基準不適合廃水銀等処理物 84

許可 12, 14, 17

許可の取消し 129, 171, 180

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準 38, 40

【け】

蛍光管 61, 78

蛍光ランプ 82

掲示板 89

血圧計 79

原状回復 179

建設工事 116

【こ】

広域処理認定 174

小型家電リサイクル法 133, 136

固化化 61, 65

古物営業法 141

【さ】

再委託 46, 49

災害対策基本法 50